

姫路市地域医療連絡会議開催要領

1 趣旨

この要領は、姫路市の地域医療に関する諸課題について意見交換をするための姫路市地域医療連絡会議（以下「連絡会議」という。）の開催について必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

連絡会議は、次の事項について意見を交換するものとする。

- (1) 姫路市の地域医療に関する諸課題に関すること。
- (2) その他地域医療に関する施策の推進のために必要なこと。

3 参加者

連絡会議は、次に掲げる者の中から市長が指名する者をもって開催する。

- (1) 市議会議員
- (2) 医師会及び医療関係者
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 行政関係者
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で、市長が必要と認める者

4 意見の取扱い

市長は、地域医療に関する施策の検討及び推進において、連絡会議で表明された意見を参考とするものとする。

5 座長、副座長

市長は、連絡会議の進行を行わせるため座長及び副座長を置くことができる。

6 部会

市長は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

7 庶務

連絡会議の庶務は、健康福祉局保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

8 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月14日から施行する。
- 2 姫路市救急医療連絡会議開催要領（平成26年4月1日制定）は、廃止する。